○警察署協議会内規

平成１３年５月１６日
公安委員会内規第７号

警察署協議会内規を次のように定める。

警察署協議会内規

（趣旨）

第１条　この内規は、警察署協議会条例（平成１３年山口県条例第２号。以下「条例」という。）第９条の規定に基づき、警察署協議会規則（平成１３年山口県公安委員会規則第８号）に定めるもののほか、警察署協議会（以下「協議会」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

（委員の報酬）

第２条　委員の報酬は、会議終了ごとに支給する。

２　委員の報酬額は、日額９，９００円とする。

（委員の費用弁償額）

第３条　委員の費用弁償額は、一般職の職員の給与に関する条例（昭和２６年山口県条例第２号）第４条第１項第１号に規定する行政職給料表の適用を受ける一般職の職員のうち６級の職務にある者の旅費相当額とする。

（委員の選考）

第４条　山口県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、山口県警察本部長に指示し、委員の候補者を募集させるものとする。

２　公安委員会は、前項の委員の候補者のうち若干名を公募することができる。

３　公安委員会は、前２項の委員の候補者の中から委員を選考するものとする。

（委嘱状の交付）

第５条　公安委員会は、委員に対し、委嘱状（別記第１号様式）を交付するものとする。

（委員の解嘱）

第６条　会長及び警察署長は、委員が条例第６条に規定する解嘱の理由に当たると認めるときは、双方が協議の上、解嘱事由報告書（別記第２号様式）により公安委員会に報告するものとする。

（会長会議の開催）

第７条　公安委員会は、年１回、協議会の会長を集め、会長会議を開催するものとする。

附　則

この内規は、平成１３年６月１日から施行する。

附　則　（平成１８年１１月８日公安委員会内規第１５号）

（施行期日）

１　この内規は、平成１８年１１月８日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の警察署協議会内規第３条の規定は、平成１８年４月１日以後に生

じた委員の費用弁償について適用し、同日前に生じた費用弁償については、なお従前の例による。

附　則　（令和元年６月２８日公安委員会内規第１号不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係内規の整理等に関する内規９条による改正附則）

この内規は、令和元年７月１日から施行する。

附　則　（令和７年３月１４日公安委員会内規第４号）

この内規は、令和７年４月１日から施行する。

附　則　（令和８年３月１９日公安委員会内規第２号）

この内規は、令和８年４月１日から施行する。

第２号様式（第６条関係）

解　嘱　事　由　報　告　書

年　　月　　日

山口県公安委員会　殿

警察署協議会会長
警察署長

下記のとおり解嘱事由を認めたので、警察署協議会内規第６条の規定により報告します。

記

ふりがな 氏名			
生年月日	年　月　日生（　歳）	性別	男・女
職業			
委嘱年月日	年　月　日	委嘱番号	
解嘱事由			

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４とする。

別記

第１号様式（第５条関係）

第　　号

委　　嘱　　状

殿

あなたを　　警察署協議会委員に委嘱します。

委嘱期間　　年　　月　　日から

年　　月　　日まで

年　　月　　日

山口県公安委員会　　印

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４とする。